

## 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 5 月 24 日

近畿地方整備局長

黒川 純一良

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和元年 5 月 17 日	三木 雄野、 一級建築士、 第 333079 号	戒告	平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和元年 5 月 17 日	山本 純弘、 一級建築士、 第 102691 号	戒告	平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。

処分をした 年月日	処分を受けた 建築士の氏名、 その者の一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別及び その者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和元年 5月17日	犬伏 孝文、 一級建築士、 第130558号	戒告	平成29年3月31日時点において、 建築士事務所に所属している事実が 認められるところ、少なくとも、平成 25年4月1日から平成29年7月31 日までの間に建築士法第22条の2の 規定に基づく定期講習を受講しなかつたため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかつた。
令和元年 5月17日	赤崎 行雄、 一級建築士、 第184327号	戒告	平成29年3月31日時点において、 建築士事務所に所属している事実が 認められるところ、少なくとも、平成 25年4月1日から平成29年7月31 日までの間に建築士法第22条の2の 規定に基づく定期講習を受講しなかつたため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかつた。
令和元年 5月17日	瀬間 数敏、 一級建築士、 第152340号	戒告	平成29年3月31日時点において、 建築士事務所に所属している事実が 認められるところ、少なくとも、平成 25年4月1日から平成29年7月31 日までの間に建築士法第22条の2の 規定に基づく定期講習を受講しなかつたため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかつた。